平成２９年（フ）第２４７号
愛媛県松山市溝辺町377番地
債務者　近藤　幸利
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３４号
福岡県大川市大字小保852番地
債務者　西村　泰征
1　決定年月日時　平成29年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
福岡県大川市大字中八院207番地
債務者　田中裕美子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第３８３号
熊本市中央区本荘２丁目１番12号　402、前住所熊本市中央区本荘３丁目１番８号　代継宮ビル508
債務者　檜山　千秋
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７２号
鹿児島県出水市美原町1437番地
債務者　松岡美智子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第７６号
岩手県花巻市高木第７地割174番地
債務者　佐藤　湧也
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第７８号
岩手県北上市下鬼柳17地割58番地１
債務者　佐藤　和江
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第７９号
岩手県花巻市西宮野目第６地割206番地１グレイスモア204号、旧住所北海道釧路市共栄大通７丁目２番８号ホワイトステージⅡ１番館Ｂ
債務者　宮武　秀介
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第８０号
岩手県北上市和賀町岩崎新田大東55番地１
債務者　髙橋三千代
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第１７７号
秋田市新藤田字治郎沢28番地85、前住所東京都武蔵野市境南町２丁目20番８号　コーポコーヨー201
債務者　髙橋　洋典
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８６号
秋田市広面字鬼頭110番地２　セントグレース206号、前住所秋田市旭川新藤田西町４番８号
債務者　木村しお子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１３号
福島市山居146番地の34
債務者　吉田　年江
1　決定年月日時　平成29年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１１５号
福島市南矢野目字荒屋敷54番地の３　セントラルサウス201
債務者　後藤真寿美
1　決定年月日時　平成29年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１１０号
富山市辰尾205番地　市営住宅272号
債務者　松井　隆治
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５３号
兵庫県伊丹市池尻６丁目48番地
債務者　朝山　　亮
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第５４１号
兵庫県芦屋市新浜町５番10号
債務者　鎮谷　幸恵
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５４２号
兵庫県尼崎市昭和南通４丁目64番地　ワールドプラザ　703号
債務者　松江　邦広
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係